

岸和田市地域公共交通協議会 規約及び諸規程

1. 岸和田市地域公共交通協議会 規約
2. 岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程
3. 岸和田市地域公共交通協議会 幹事会規程
4. 岸和田市地域公共交通協議会 事務局規程
5. 岸和田市地域公共交通協議会 会議運営規程
6. 岸和田市地域公共交通協議会 会議傍聴規程
7. 岸和田市地域公共交通協議会 財務規程
8. 岸和田市地域公共交通協議会 報償及び費用弁償規程

岸和田市地域公共交通協議会 規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）並びに都市・地域総合交通戦略要綱（平成21年度3月16日付国都街第77号）の規定に基づき、岸和田市が主宰する岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通協議会は、事務所を大阪府岸和田市岸城町7番1号（岸和田市役所内）に置く。

(目的)

第3条 交通協議会は、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項について、協議又は連絡調整を行うことを目的とする。また、交通施設の整備、移動手段の利便性向上などの交通施策を効果的に推進するため、総合的かつ戦略的な交通まちづくりアクションプラン（以下、「交通まちづくりアクションプラン」という。）の策定に関する意見聴取及び交通まちづくりアクションプランの進捗管理に関する連絡調整を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 交通協議会は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた公共交通サービスに関する協議又は連絡調整
- (2) 公共交通の利便性向上策に関する協議又は連絡調整
- (3) 交通まちづくりアクションプランの策定に関する意見聴取
- (4) 交通まちづくりアクションプランに位置付けられた事業の進捗管理に関する連絡調整
- (5) 交通まちづくりアクションプランに位置付けられた事業の実施に関する連絡調整
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通協議会の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第5条 交通協議会は、次に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 岸和田市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体
- (3) 公共交通事業者の運転手が組織する団体又はその指名する者
- (4) 道路管理者又はその指名する者
- (5) 公安委員会の長又はその指名する者
- (6) 住民又は旅客
- (7) 学識経験者その他交通協議会が必要と認める者
- (8) 大阪運輸支局長又はその指名する者
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他岸和田市長が必要と認める者

(役員の定数)

第6条 交通協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長1人
- (3) 監事2人

2 会長、副会長及び監事は相互に兼ねることはできない。

(会長、副会長及び監事)

第7条 会長は、岸和田市長又はその指名する者とする。

- 2 副会長及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、交通協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、交通協議会の出納監査を行ない、監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 交通協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、議長がやむを得ないと認めるときは、議長及び出席委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長は会議に諮って公開しないことができる。
 - (1) 岸和田市情報公開条例（平成12年3月21日条例第9号）第8条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査又は審議するとき。
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。
- 5 会議の案件について、議長が軽微な事案と判断したものについては、各委員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 交通協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通協議会で協議が調った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第10条 会長は、第4条各号に掲げる事項について専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会で決議された事項は、交通協議会の決議とみなす。
- 3 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 交通協議会の業務を処理するため、交通協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、岸和田市まちづくり推進部に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第 12 条 交通協議会の運営に要する経費は、岸和田市からの負担金、補助金、その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 13 条 交通協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第 14 条 会長は、交通協議会の財務に関する事項について、協議又は調整を行うため、必要に応じ交通協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会で決議された事項は、交通協議会の決議とみなす。
- 3 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(報償及び費用弁償)

第 15 条 委員は、会議に出席したときは報償及び費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項に規定する報償及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(交通協議会が解散した場合の措置)

第 16 条 交通協議会が解散した場合には、交通協議会の收支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 17 条 この規約に定めるもののほか、交通協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

岸和田市地域公共交通協議会 分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の分科会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第4条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員は（以下、「分科会員」という。）は、交通協議会の会長が指名する。

(分科会長)

第4条 分科会に、分科会長を置く。

2 分科会長は、交通協議会の会長が指名する。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、分科会員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 分科会の会議は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で開催することができる。

4 分科会の会議の議決方法は、出席した分科会員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席分科会員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

5 分科会の会議の公開については、規約を準用するものとする。

6 分科会の会議の案件について、分科会長が軽微な事案と判断したものについては、各分科会員に対する書面での報告事項として処理できるものとする。

7 分科会は、必要があると認めるときは、分科会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(協議結果の報告)

第6条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通協議会に報告するものとする。

(傍聴)

第7条 傍聴については、岸和田市地域公共交通協議会会議傍聴規程を準用するものとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 分科会員の報償及び費用弁償については、岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程を準用するものとする。

(庶務)

第9条 分科会の会議の庶務は、交通協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none">■ 地域公共交通活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づく協議会に 関すること■ 道路運送法施行規則第9条の2に基づく地域公共交通会議に 関すること■ 地域公共交通確保維持改善事業に 関すること■ その他会長が必要と認める事項
総合交通戦略分科会	<ul style="list-style-type: none">■ 都市・地域総合交通戦略の策定に 関する意見聴取■ その他会長が必要と認める事項

岸和田市地域公共交通協議会 幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の幹事会に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、財務規程に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる次の者（以下、「幹事」という。）をもって構成する。

- (1) 岸和田市長又はその指名する者
- (2) 公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体
- (3) 関係行政機関の職員

(会議)

第4条 幹事会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 幹事会の会議は、幹事の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 幹事会の会議の議決方法は、出席した幹事による全会一致を原則とする。ただし、意見が分かれる等、会長がやむを得ないと認めるときは、会長及び出席幹事の3分の2以上の多数をもって決するものとする。
- 4 幹事会の会議の公開については、規約を準用するものとする。
- 5 幹事会の会議の案件について、会長が軽微な事案と判断したものについては、各幹事に対する書面での報告事項として処理できるものとする。
- 6 幹事会は、必要があると認めるときは、幹事以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(書面による決議)

- 第5条 この規程による会議において議決をすべき場合において、幹事全員の承諾があるときは書面決議をすることができる。
- 2 この規程による会議において議決すべきものとされた事項については、幹事全員の書面による合意があったときは、書面による決議があつたものとみなす。
 - 3 この規程による会議において議決すべきものとされた事項についての書面による決議は、会議の決議と同一の効力を有する。

(協議結果の報告)

第6条 会長は、幹事会の協議結果について、交通協議会に報告するものとする。

(傍聴)

第7条 傍聴については、岸和田市地域公共交通協議会会議傍聴規程を準用するものとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 幹事の報償及び費用弁償については、岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程を準用するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の会議の庶務は、交通協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

別表（第3条関係）

第3条の区分		職名	備考
第1号	岸和田市長又はその指名する者	岸和田市副市長	会長
		まちづくり推進部長	
第2号	公共交通事業者又はその指名する者及びその組織する団体	岸和田タクシーアイ 会長	
		南海ウイングバス南部株 常務取締役 支配人	
第3号	関係行政機関の職員	大阪府 都市整備部 交通道路室 道路整備課 参事	

岸和田市地域公共交通協議会 事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約第11条の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通協議会の会議に関すること。
- (2) 交通協議会の資料作成に関すること。
- (3) 交通協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、岸和田市まちづくり推進部市街地整備課長をもって充てる。

3 事務局員は、岸和田市の職員をもって充てる。

(事務の専決)

第4条 交通協議会の事務は、すべて会長の決裁を得なければ執行することができない。ただし、事務局長は、第5条に定めるところにより、事務の一部を専決することができる。

(事務局長の専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 交通協議会の開催及び運営に関すること。
- (3) 交通協議会の運営に関する諸規程の軽微な変更に関すること。
- (4) 契約及び支出負担行為については、岸和田市事務決裁規程（昭和63年9月21日府達第2号）に定められている課長専決事項に相当する事項に関すること。
- (5) 物品及び現金の出納に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第6条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、岸和田市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第7条 交通協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通協議会の公印の保管、取扱い等については、岸和田市において定められている公印の取扱いの例による。

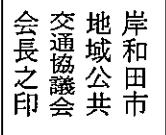
(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

別表（第7条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
岸和田市地域公共交通協議会会長の印		てん書	21×21	会長名をもって発する文書	1	事務局長

岸和田市地域公共交通協議会 会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第8条第7項の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会の議事及び会議運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、開催日の1週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(出欠の届出)

第3条 委員は、事前に出欠の有無を会長に届け出るものとする。

(代理出席)

第4条 委員がやむを得ず欠席する場合は、その所属する団体の代理の者が出席し、議決権を行使することができる。

(会議録の調製)

第5条 議長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録には、議長及び議長が指名した1人の委員が署名する。

(会議録等の公開)

第6条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、規約第8条第4項ただし書きの規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができます。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

(傍聴)

第7条 傍聴を希望する者は、規約第8条第4項のただし書きの規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

岸和田市地域公共交通協議会 会議傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定める。

(非公開の決定等)

第2条 議長は、会議の開催の決定後すみやかに、岸和田市地域公共交通協議会規約第8条第4項の規定により会議の全部又は一部を公開又は非公開とすることを決定する。

2 同一会議において非公開とする事項とその他の事項とを審議するときは、非公開事項を審議した後、公開するものとする。

(会議開催の事前公表)

第3条 公開する会議の事前公表は、会議の開催日の7日前までに、次の各号に掲げる方法により行うほか、可能な範囲で市広報に掲載する。

- (1) 協議会事務局担当課の窓口への掲示
- (2) 市役所新玄関横掲示板への掲示
- (3) 市ホームページへの掲載

(傍聴人の定員)

第4条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 議長は、会議場の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。
3 傍聴人の決定は、先着順により決定する。
4 傍聴人の受付は、会議場前において会議の開始の30分前から10分前までの間に行う。ただし、定員を超えた場合はその時点で受付を終了するものとする。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は会議場においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場内において発言しないこと。
- (3) 他の傍聴人の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音を行わないこと。ただし、議長が特別に承認した行為はこの限りではない。
- (5) 指定された席に着席し、みだりに席をはなれないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 携帯電話を使用しないこと。なお、携帯電話の電源は切ること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協議会の審議の秩序を乱し、または審議の支障となる行為をしないこと。

(事務局の指示)

第7条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する

岸和田市地域公共交通協議会 財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第13条の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会（以下「交通協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通協議会の予算は、岸和田市からの負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、幹事会の承認を得るものとする。

3 交通協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が幹事会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに岸和田市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに幹事会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が幹事会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、岸和田市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、直後の幹事会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通協議会の出納は、事務局長が行う。

2 交通協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通協議会出納員)

第7条 事務局長は、交通協議会の事務局員のうちから交通協議会出納員を命ずることができる。

2 交通協議会出納員は、事務局長の命を受けて、交通協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、岸和田市の例により行うものとする。

2 交通協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通協議会の決算を調製し、幹事会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第7条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により幹事会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに岸和田市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雜入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

岸和田市地域公共交通協議会報償及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岸和田市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、岸和田市地域公共交通協議会の委員（以下「委員」という。）の報償及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報償の額)

第2条 委員の報償は日額9,000円とする。ただし、次に掲げる委員については、これを支給しないものとする。

- (1) 国、府、市及びその他団体の常勤職員
- (2) 公共交通事業者及びその組織する団体並びに公安委員会からの選出委員
- (3) 前2号に定めるもののほか、申し出のあった委員

(費用弁償の額)

第3条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。ただし、前条各号に規定する委員については、これを支給しないものとする。

2 前項の規定により、支給する旅費の額は、岸和田市の例によるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年11月2日から施行する。

